

大和市告示第133号

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年6月12日

大和市長 大 木 哲

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第211号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「幼稚園（）」を「幼稚園をいう。ただし、」に改め、「）」を削り、同条第3号中「私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。））」を「設置者」に、「入園料及び保育料（以下「保育料等」という。））」を「保育料等」に改め、「もの」の次に「その他市長が認めるもの」を加え、同号を同条第5号とし、同条第2号中「4月1日現在の満年齢が、3歳、4歳及び5歳の幼児並びに4月2日以降満3歳に達した」を「満3歳から小学校就学前までの」に改め、「もの」の次に「その他市長が認めるもの」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 設置者 私立幼稚園を設置している者をいう。

(3) 保育料等 設置者が徴収する入園料及び保育料をいう。

第4条中「のほか、保育料等減免措置に関する調書及び徴収している保育料等に関する調書」を「に次に掲げる書類」に改め、同条ただし書中「市長が正当な理由があると」を「正当な理由により、期日までに提出ができないと市長が」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 保育料等減免措置に関する調書

(2) 徴収している保育料等に関する調書

(3) 補助金の額の算定にあたり、市長が必要と認める書類

第5条に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由により、期日までに提出ができないと市長が認めたときは、この限りでない。

第8条第1項中「5年間」を「10年間」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	園児が属する世帯の階層区分	子の区分	園児1人当たりの補助限度額（年額）	
			ひとり親世帯等以外の世帯	ひとり親世帯等
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の属する世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（生活保護法の規定による保護を受けていた者の属する世帯等で、引き続き、特に困窮していると市長が認めるものを含む。）	第1子	308,000円	
		第2子		
		第3子以降		
2	当該年度分の市民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、同法の規定による特別区市民税を含む。以下同じ。）が非課税又は市民税の所得割の額が非課税の世帯	第1子	272,000円	308,000円
		第2子	308,000円	
		第3子以降		
3	当該年度の市民税の所得割の額が77,100円以下の世帯	第1子	187,200円	272,000円
		第2子	247,000円	308,000円
		第3子以降	308,000円	
4	当該年度の市民税の所得割の額が211,200円以下の世帯	第1子	62,200円	
		第2子	185,000円	
		第3子以降	308,000円	
5	当該年度の市民税の所得割の額が281,600円以下の世帯	第1子	22,000円	
		第2子	154,000円	
		第3子以降	308,000円	

6	上記以外の世帯	第1子	12,000円
		第2子	154,000円
		第3子以降	308,000円

備考

- 1 この表において、子の区分は次のとおりとする。
 - (1) 区分1から3までの項については、保護者と生計を一にする者の中で、最年長者を第1子、当該最年長者の次に年齢の高い者を第2子、これら以外の者を第3子以降とする。
 - (2) 区分4から6までの項については、保護者と生計を一にする者のうち、小学校第3学年までの者の中で、最年長者を第1子、当該最年長者の次に年齢の高い者を第2子、これら以外の者を第3子以降とする。ただし、小学校就学前児童であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用しない者は、子の区分における第1子、第2子及び第3子以降の対象者としなない。
 - (3) 区分4から6までの項において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により就学義務の免除等（以下「就学免除等」という。）をされている小学校第1学年から第3学年までの児童と同一年齢である兄若しくは姉又は小学校第4学年以上の児童と同一年齢の児童であって、就学免除等により小学校第1学年から第3学年までに在籍する兄若しくは姉を有する園児については、小学校第1学年から第3学年までに在籍する兄又は姉を有する園児とみなす。
- 2 この表において、ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と生計を一にする者が、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条に該当する世帯とする。
- 3 この表において、所得割の額は次のとおりとする。
 - (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条第4項から第6項までの規定により控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）とする。この場合において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。

(2) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、園児と生計を同じくする父母及びそれ以外の扶養義務者（その者が家計の主宰者である場合に限る。）の所得割の額を合算して得た額を当該世帯の所得割の額とする。この場合において、父母以外の扶養義務者の所得割の額の合算は、父母（ひとり親世帯の場合は父又は母）の前号の所得割の額の算定に係る年の収入額を合計した額が次の表に掲げる金額を下回る場合に行うことを原則とする。

ひとり親世帯	1, 250, 000円
上記以外の世帯	1, 800, 000円

(3) 外国から帰国した等の理由で市民税が課税されていない場合は、所得割の額の算定に係る年の収入額により市民税の課税額を算定して得た額を所得割の額とする。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19の規定による指定都市が所得割の額を決定している場合は、当該指定都市の平成29年度の税率により市民税の課税額を算定して得た額を所得割の額とする。

(5) 大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市規則第39号）第6条に規定するのみなし適用者である場合は、同条の規定により市民税の課税額を算定して得た額を所得割の額とする。

(6) 所得割の額が確認できない場合は、区分6の項に属するものとする。

4 年度途中の入退園等により保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額の算定方法は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める算定方法による。ただし、区分5、第1子の項及び区分6、第1子の項の補助限度額についてはこの限りでない。

(1) 途中入退園者、市内転入者又は市外転出者のうち在園期間に入園料が発生している場合
(各区分に規定する園児1人当たりの補助限度額) × (保育料の支払い月数 + 3) ÷ 15
(百円未満を四捨五入)

(2) 途中入退園者、市内転入者又は市外転出者のうち在園期間に入園料が発生していない場合
(各区分に規定する園児1人当たりの補助限度額) × (保育料の支払い月数) ÷ 12
(百円未満を四捨五入)

5 市内転入者については、前項の規定により算定された補助限度額と各区分に規定する園児1人当たりの補助限度額から転入前の他市町村における補助限度額を控除して得た額のいずれか少ない方の額を補助限度額とする。

6 園児が属する世帯の階層区分は、該当する階層区分のうち最も所得割の額が低い階層区分に属するものとする。

7 保護者が支払った保育料等の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。